PTA活動の紹介!

本校のPTA活動は、本部役員会の他、健全研修委員会・調査 広報委員会・進路委員会の各種活動によって支えられています。 また、PTAの予算は「メーリングリストの運営」・「災害備蓄 食料品(画像4)の購入」・「塩高カレンダーの制作」・「全国高 P 連賠償責任保証制度の加入」等に有効活用させて頂いております。

PTA各種委員会の主な活動

☆健全研修委員会

- ・生徒対象の「浴衣の着付け教室」(画像2)の企画・実施
- 保護者・職員対象の「PTA研修旅行」の企画・実施

☆調査広報委員会

- ・ 学校行事が満載した「塩高カレンダー」(画像3)の制作
- PTA会報「青春満開」の制作

☆学年進路委員会

・保護者を対象とした進路先見学会の企画・実施

PTA並びに教育振興会事業計画

月	本 校 関 係	高P連関係
4	・本部役員会・前年度会計監査 ・三役会・PTAおよび教育振興会総会・PTA 塩高カレンダー発行	
5	• 本部役員会	• 県高P連仙塩支部総会
6		• 県高P連総会
7	• 本部役員会	• 東北地区高P連大会
	• 会報発行	• 県高P連指導者中央研修会
	・ゆかたの着付け教室実施	
8		• 全国高P連大会
9	• 塩高祭参加	
10	• 本部役員会(上半期反省会)	• みやぎ高校 PTA フェスティバル
	• 上半期会計監査	
11		• 県高P連仙塩支部研修会
12		• 県高P連事務局長研修会
1		
2	• 本部役員会(下半期反省会)	
3	• 会報発行	
	• 予算編成三役会	

PTA役員への御協力をお願いします!

学校とご家庭の連携を図り、PTA活動によって本校の教育活動が円滑に行われるよう、ぜひPTA活動にご協力をお願いします。

<作成:宮城県塩釜高等学校 総務部PTA担当>



PTA会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、宮城県塩釜高等学校PTAと称し事務局を同校内に置く。

(会員)

第2条 本会は、宮城県塩釜高等学校生徒の保護者及び教職員をもって組織する。

第2章 目的並びに事業

(本会の目的)

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を実現するため次の事業を行う。

- (1) 会員の教養を高め、相互の連携を深めるための事業
- (2) 学校・家庭・社会教育の振興をはかるための事業
- (3) 学校教育の施設・設備の充実をはかるための事業
- (4) 生徒の生活、進路指導のための事業
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 役 職 員

(役員及び委員)

第5条 本会に次の役員及び委員を置く。

会 長 1名

副会長 4名(父母3名・学校1名)

事務局長 1名

会 計 3名(父母2名•学校1名)

監事3名

幹事(各種委員会委員長)

(役員の選出)

第6条 役員は総会において選出する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1)会 長 本会を代表し会務を総理する
- (2) 副会長 会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 事務局長 会長の命を受け本会の会務を処理する。
- (4)会計 本会の会計を処理する。
- (5) 監事本会の会計を監査する。
- (6)幹事本会の事務を処理し、議事その他を記録する。

(役員の任期)

(顧問及び参与)

第9条 顧問及び参与は次のとおりとする。

- (1) 本会に顧問及び参与を置くことができる。
- (2) 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱し、本会の諮問に応ずる。
- (3) 校長は参与に就任し、本会の運営全般に参画することができる。

第4章 会 議

(総 会)

第10条 本会の総会は次のとおりとする。

①会務報告 ②決算報告 ③事業計画 ④予算

⑤役員改選 ⑥会則の改正 ⑦その他本会の目的に必要な事項

- (2) 総会は、会長がこれを招集し、次のことを付議する。
- (3)総会は、委任状を含め、会員総数の3分の2以上をもって成立し、議決は出席者数の過半数をもって決定する。
- (4) 緊急を要する場合には、役員会をもってこれに代えることができる。ただし、この場合、 次の総会で承認を受けることとする。

(役員会)

- 第11条 本会の役員会は次のとおりとする。
 - (1)役員会は、第3章第5条で構成し、必要に応じて会長が招集し会務の執行に関して連絡協議する。
 - (2) 役員会の議決は出席会員の過半数を必要とする。

(専門委員会)

第12条 本会の会務の運営を効率化するため、本会に専門委員会を置く。

専門委員会(調査広報、学年・進路、健全・研修)は、それぞれ所轄事項に関して事業を企画実施する。

(学年委員会)

第13条 本会の目的及び事業実現のため、各学年に学年委員会を置く。

学年委員会は、各学年毎に学年委員長を 1 名選出し、所轄事項に関して事業を企画実施する。 学年委員長は、学年・進路委員会に所属し、学年・進路委員会の委員長・副委員長を務める。

第5章 会計

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日を以て終わる。

(経 費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあたる。 会費の額は別に定める。

(監査)

第16条 監事は毎年10月及び4月に本会の経理について監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

附 則 本会の会則は平成22年4月1日より実施する。

(平成22年4月 1日 実施)

(平成23年5月14日 一部改正)

(平成24年4月28日 一部改正)